筑前町告示第116号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第７条第４項の規定により、違反広告物の除却を実施するので、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第17条第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年10月16日

筑前町長　田　頭　喜　久　己

１　除却の実施内容

(1)　対象となる物件　　違反広告物（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等）

(2)　実施の期間　　令和８年10月22日（木）～令和８年10月27日（火）

(3)　実施する場所　　町内全域（特に屋外広告物許可地域内）

２　違反広告物の設置者又は管理者は、上記１の(2)の実施期間までに当該広告物を除却すること。除却されない場合は、当町において除却する。

３　問い合わせ先　　筑前町役場　都市計画課

電話　0946-42-6641